# 第2 保護施設に対する指導監査について

保護施設の適切な運営実施の推進と入所者及び利用者(以下「入所者」という。)の処 遇の確保のため、保護施設に対する都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」 という。)が行う指導監査の果たす役割は、極めて重要である。

昨年度の全国の指導監査結果を見ると、例年同様、会計事務処理が不適正、契約の取扱いが不適切、災害事故防止対策が不十分、入所者の個別処遇計画の策定が不十分などの不適切な状況が認められる。

ついては、保護施設に対する指導監査の実施に当たっては、上記の状況を踏まえ、次の 点に留意の上、別添「生活保護法保護施設指導監査要綱」に基づき実施されたい。

# 1 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施について

入所者に対する適切な処遇が行われるよう、基準が確保されていることはもとより、

- ① 入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているか
- ② 居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているか
- ③ 実施機関や家族との連携が図られているか
- ④ 処遇計画について適宜必要な見直しが行われているか
- ⑤ 入所者への虐待の防止について適切に対応が行われているか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組が一層 推進されるよう指導をお願いする。

# 2 保護施設の運営に係る適正実施の確保について

### (1) 保護施設の適正な運営の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底等について指導をお願いする。

また、入所者からの預り金を管理している保護施設については、事故・不正事案発生防止の観点からその適切な管理についても指導をお願いする。

なお、職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利 厚生の充実等について指導をお願いする。

# (2) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の防災対策の強化について

今年度においては、台風 10 号に伴う水害により、高齢者施設において多数の死者が出るという大変痛ましい事態が発生したことを踏まえ、「救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成 28 年9月9日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を発出し、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設(以下、「救護施設等」という。)における水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について、改めて指導・助言等を行っていただくよう依頼したところである。

今後、救護施設等における非常災害に対する計画の策定状況や避難訓練の実施状況 については、施設の開設時や施設に対する指導監査等において定期的に確認し、実効 性のある計画の策定や確実な避難訓練の実施について指導・助言いただきたい。

また、「生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について」(平成 24 年 3月 26 日 社援発 0326 第 4 号厚生労働省社会・援護局長通知)の別添「保護施設指導監査事項」について、前述の内容に関する所要の改正を予定しているのでご了知願いたい。

なお、台風 10 号による被害を踏まえて本年1月に改定された「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府策定)や「要配慮者利用施設等の避難確保計画作成の手引き(洪水、内水、高潮、津波)(国土交通省作成)については、以下のホームページに掲載されているので、施設への助言・指導に当たって、必要に応じて参照されたい。

○ 「避難勧告等に関するガイドライン」等を掲載しているホームページ

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html

# 3 事件・事故に係る報告の徹底について

保護施設において、職員による入所者への虐待等の問題が確認された場合や職員による不正が確認された場合などの事件・事故については、速やかにこれを都道府県等に報告するよう管内保護施設に対して指導をお願いする。

また、報告を受けた都道府県等は、当該事案の概要、対応方針等について速やかに国へ報告することとし、報告に際しては、その時点で判明している事実関係や今後の見込み等について速報されるとともに、詳細な内容が判明次第、逐次具体的な報告をお願いする。

# 生活保護法保護施設指導監査要綱

「生活保護法による保護施設に対する指導監査 について」(平成12年10月25日社援第2395 号厚生省社会・援護局長通知)

# 1 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによって、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

## 2 指導監查方法等

(1)指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)において定める「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

### アー般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年1回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を2年に1回として差し支えないこと。

# イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで 重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

- (ア)事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由 があるとき
- (イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき
- (ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき
- (エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

# (2) 指導監査計画等

# ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。

# イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として随時実施すること。

# (3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法 人監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。

# (4) 指導監査の実施通知

都道府県等は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ次に 掲げる事項を文書により、当該保護施設に通知するものとする。

- ア 指導監査の根拠規定
- イ 指導監査の日時及び場所
- ウ 監査担当者
- エ 準備すべき書類等

## 3 指導監査後の措置

# (1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

### (2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を附して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求めること。

また、必要に応じ監査担当者を派遣してその改善状況を確認すること。

# (3) 改善命令等

上記(1)の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第45条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

# 4 指導監査結果の報告等

都道府県等が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

# 第3 平成29年度生活保護指導監査委託費について

生活保護指導監査委託費については、都道府県等本庁の指導監督体制の整備強化を図り、 管内実施機関に対する指導監査を通じて適正な保護の実施を期することを目的として、都 道府県及び指定都市が設置した生活保護指導職員に係る経費を補助している。

また、国庫補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成 26 年 7 月 25 日閣議決定)を踏まえ、計画的な見直し(平成 27 年度~31 年度/32 人の定員合理化)を行う予定である。

平成29年度においては、全国で6人の定員合理化を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いする。

	平成 28 年度	平成 29 年度	/#: #Z
	当初予算額	予算額(案)	備考
生活保護指導監査委託費	1,949,168 千円	1,937,532 千円	·定員合理化計画
			(H28')307 人 → (H29') 301 人

#### 年金調査の一層の推進(収入資産把握等充実事業の拡充) 第4

年金の受給資格期間短縮(25年から10年)を内容とする年金機能強化法の一部改正法 (平成28年法律第84号)が、平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から 施行されることになったことに伴い、被保護者においても新たに年金の受給資格を得るこ とが見込まれる。

※年金機能強化法の一部改正法

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正す る法律(平成28年法律第84号)

生活保護を受給している方が年金機能強化法の一部改正法に基づく年金の請求手続を 行い確実に年金を受給することは、利用できる資産、能力その他あらゆるものを活用して もなお生活に困窮する方に対し、必要な保護を行いつつ、自立を助長するという生活保護 の原則の観点からも重要であると考えている。

このため、新たに平成29年度予算案において、生活保護における年金調査について、 福祉事務所において新たに受給資格を得る者の年金申請が確実に行われるよう、年金調査 員等を配置し、年金制度改正の周知広報をはじめ、年金受給に必要な資格の確認や年金の 申請手続の支援等体制整備の拡充を図るための予算として4.5億円を計上したところで ある。

都道府県におかれては、当該事業について管内福祉事務所に幅広く周知いただきたい。 また、各自治体におかれては、当該事業を活用する等により、新たに年金の受給資格を得 る被保護者の受給手続が漏れ無く確実に行われるよう取組みをお願いしたい。

なお、追って、平成 29 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫補助協議を 行う予定としているので、積極的な協議を検討願いたい。

(参考)

## 生活保護における年金調査の一層の推進(収入資産把握等充実事業の拡充)

# <趣旨>

#### 平成29年度予算案 4.5億円

- ) 年金の受給資格期間短縮(25年から10年)を内容とする年金機能強化法の一部改正法(平成28年法律第84号)が、平成 28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行されることになったことに伴い、被保護者においても新たに年金の受 給資格を得ることが見込まれる。
- このため、新たに年金の受給資格を得る被保護者の受給手続きが漏れの無いよう確実に行われるためには、地 (福祉事務所)において、短期的且つ集中的に以下のような業務を実施するための体制整備が必要不可欠である。

#### <現状·課題>

- 65歳以上の無年金被保護者の年金受給資格について、制度 施行までの短期間で把握し、漏れなく申請していただくにあたって 地方自治体の事務負担は大きい。
- 仮に自治体支援がない場合、年金手続きが進まないこととなり、 結果として、公的年金制度の保障機能強化という制度改正の趣旨 を没却するとともに、被保護者の自立支援の助長も進まない。

- 1 実施主体 都道府県、市、福祉事務所設置町村 2 事業内容
- ・事業内容 年金調音員(社会保険労務士、年金事務所OB等)等が以下の 業務を実施(雇上、委託可)。 ①被保護者の制度周知をはじめ、被保護者からの相談対応 ②力ラ期間を含めて年金調査を行い、受給資格期間を確実に



# 1 平成 29 年度国が実施する監査計画について

平成 29 年度においては、原則として全ての都道府県・指定都市に対する監査を実施することとしており、具体的な監査計画については決定次第連絡することとしているので了知願いたい。

# 2 平成29年度全国会議・研修会の開催について

平成 29 年度においては、次のとおり全国会議・研修会の開催を予定しており、詳細については決定次第連絡することとしているので、管内実施機関を含めた関係職員の出席について配慮願いたい。

また、都道府県及び指定都市においても、国の実施する会議資料・研修資料を活用するなど、その事務負担の軽減を図りながら、管内実施機関に対する研修等の充実に努められたい。

# (1) 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

目 的: 都道府県・指定都市本庁が行う管内実施機関に対する指導監査の目的、 監査手法及び平成29年度監査の重点事項等、留意すべき点についての 周知徹底や監査を通して知り得た都道府県・政令指定都市間に存在する 監査の着眼点の差異や、実施機関間に存在する実施水準の差を埋め、それぞれ高いレベルでの均一化、均質化を図ることにより、生活保護指導 職員の業務遂行能力の向上を目指す。

対 象 者: 都道府県・指定都市本庁の生活保護指導職員として指導監査を担当 する職員

開催時期: 平成29年4月24日(月)の週のうちの連続する2日間予定

開催場所: 東京都内

内 容: 指導監査の意義と生活保護指導職員の役割

管内実施機関に対する指導監査の実務

指導監査における重点事項、留意点 等

# (2) 各種研修会

① 新任基礎研修会「查察指導員等]

目 的: 保護の実施機関の新任査察指導員及び都道府県・指定都市本庁の新 任生活保護指導職員を対象に、生活保護の基礎知識と査察指導員及び 指導職員としての業務の基本についての講義や参加者相互の意見交換 により、業務遂行能力の向上を目指す。

対象者: 実施機関の現業事務経験のない生活保護査察指導員及び都道府県・ 指定都市本庁の生活保護事務経験のない生活保護指導職員

開催時期: 平成29年5月8日(月)の週のうちの連続する3日間予定

開催場所: 東京都内

内 容: 生活保護制度の概要

生活保護指導職員、査察指導員の基本業務

査察指導員としてのケース審査、進行管理業務 等

# ② 全国生活保護查察指導員研修会

目 的: 生活保護をめぐる状況や問題を踏まえて、査察指導員に求められる 査察指導機能や組織的運営管理について講義、演習及び意見交換等を 実施し、業務遂行能力の向上を目指す。

対象者: 実施機関の生活保護査察指導員

開催時期: 平成29年9月中旬(3日間予定)

開催場所: 東京都内

内 容: 査察指導員の業務(各論)

査察指導員に求められるリーダーシップ

グループ討議(予定)等